福島市告示第167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届け出があった。

令和7年5月27日

福島市長　木幡　浩

名称	新:医療法人社団　敬愛会　福島南病院
	旧:医療法人社団　敬愛会　福島南循環器科病院
所在地	福島市方木田字辻の内3番地の5
変更年月日	令和7年4月1日